

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

総 務 文 教 委 員 会

開 催 日：平成26年9月9日（火）

開催時間：10時00分～15時20分

開催場所：全員協議会室

（委 員）佐々木委員長、岡本副委員長

岡野委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、上野委員、江角委員

（議 長・委員外議員）足立議員、柳楽議員、笹田議員、芦谷議員、平石議員、澁谷議員、
西村議員、牛尾昭議員

（執行部・総務文教委員会 所属管理職）

近重副市長

〔市長公室〕 湯浅室長

〔総務部〕 牛尾総務部長、前木総務部次長（総務課長）、河上安全安心推進課長、古森人事課長
斗光情報政策課長、小田人権同和教育啓発センター所長

〔地域政策部〕 砂川地域政策部長、細川地域政策部次長（政策企画課長）、坂田地域振興課長
岡田地域プロジェクト推進室長

〔財務部〕 埴財務部長、宮崎財務部次長（財政課長）、河野財産管理課長、宇津税務課長
稲垣徴収課長

〔金城支所〕 吉永支所長、大崎自治振興課長

〔旭支所〕 岩谷支所長（自治振興課長）

〔弥栄支所〕 田中支所長、森下自治振興課長

〔三隅支所〕 横田支所長、斎藤自治振興課長

〔会計課〕 江木会計管理者（会計課長）

〔教育委員会〕 石本教育長、山本教育部長、三浦教育部次長（教育総務課長）、佐々木学校教育課長
滝本学校教育課副参事、山根生涯学習課長、島田中央図書館長
横田青少年サポートセンター所長、岡本文化振興課長

〔選挙管理委員会・監査委員・公平委員会〕 原田局長

〔消防本部〕 加戸消防長、河上消防本部次長（総務課長）、梢江予防課長、佐々木警防課長
田原通信指令課長、藤井浜田消防署長

〔事務局〕 篠原書記

【議 題】

- 1 同意第6号 浜田市教育委員会委員の任命について 【全会一致 同意すべきもの】
- 2 同意第7号 浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について
【全会一致 同意すべきもの】
- 3 同意第8号 浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について
【全会一致 同意すべきもの】
- 4 同意第9号 浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について
【全会一致 同意すべきもの】
- 5 議案第59号 浜田市立小中学校条例の一部を改正する条例について
【全会一致 原案可決すべきもの】
- 6 議案第60号 浜田市立公民館条例の一部を改正する条例について
【全会一致 原案可決すべきもの】
- 7 議案第65号 財産の取得について（高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材）
【全会一致 原案可決すべきもの】
- 8 議案第66号 財産の無償譲渡について（旧金城中学校寄宿舎）
【賛成多数 原案可決すべきもの】

- 9 議案第68号 新たに生じた土地の確認について 【全会一致 原案可決すべきもの】
- 10 議案第69号 町の区域の変更について 【全会一致 原案可決すべきもの】
- 11 議案第72号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について 【全会一致 原案可決すべきもの】
- 12 議案第73号 栃木辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 【全会一致 原案可決すべきもの】
- 13 議案第74号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 【全会一致 原案可決すべきもの】
- 14 執行部からの報告事項
- (1) 浜田市地域防災計画の改定について〔資料により説明〕
- (2) 海上自衛隊の誘致に向けた要望活動について〔資料により説明〕
- (3) 新浜田警察署の建設について〔資料により説明〕
- (4) 「縁結びCafé in 浜田」の開催結果について〔資料により説明〕
- (5) 瀬戸ヶ島埋立地活用基本方針（素案）作成業務の委託予定事業者決定について
〔資料により説明〕
- (6) 「浜田市公共施設白書（暫定版）」速報値（第2弾）について〔資料により説明〕
- (7) 浜田市有料駐車場の使用料改定後の利用状況について〔資料により説明〕
- (8) 市税における課税の状況等の推移について〔資料により説明〕
- (9) 教育委員会自己点検・評価報告書について〔資料により説明〕
- (10) 平成26年度全国学力・学習状況調査結果（概要）について〔資料により説明〕
- (11) その他
- ・敬老乗車券事業について〔口頭により説明〕
 - ・「公会計改革フォーラム in 浜田」の開催について〔資料により説明〕
- (追加) 浜田市内県立高校定員充足状況、中学校卒業予定者数〔資料により説明〕
有福温泉平成26年4月入湯料改定前後の定期券購入者数比較表（旧有福村地区）
〔資料により説明〕
- 15 所管事務調査について
- (1) 土曜学習支援事業について〔資料により説明〕
- 16 請願第3号 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを求める意見書の提出について 【賛成少数 不採択とすべきもの】
- 17 その他
なし

佐々木委員長

若干早いですが皆さんお揃いのため、総務文教委員会を始めたい。
最初に、今朝は島根県民のみならず日本中が注目した全米オープンテニス決勝、残念な結果にはなったが、錦織選手は非常に日本中に元気と感動を与えてくれたと思う。そういった風の中で今日の委員会頑張っていきたいと思うので、よろしくお願ひします。
ただいま出席議員は8名で定足数に達しているため、早速議題に入りたい。

1. 同意第6号

浜田市教育委員会委員の任命について

佐々木委員長

まず議題1について、執行部から補足説明は。
(「ありません」という声あり)
では委員から質疑は。
(「なし」という声あり)
無いようなのでこの議題については審査を終了する。

2. 同意第7号

浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

3. 同意第8号

浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

4. 同意第9号

浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

佐々木委員長

続いて議題2から4までの、同意7号から9号までの3件について。
執行部から補足説明は。
(「ありません」という声あり)

岡野委員

では委員から質疑を。岡野委員。
私の知識が無いせいかもしれないが、固定資産評価審査委員というのは、改選は3年に1回だと思うが、その辺りの説明をいただきたい。こういった経緯で選ばれ、こういった仕事をするのか等含めて。

佐々木委員長
総務課長

任期も含めて。では総務課長。
評価審査委員さんは地方税法に基づいて、固定資産税台帳に登録された価格に関する内容について、公正中立な立場で審査決定をするために設置された機関のための委員である。

佐々木委員長
岡野委員

条例により任期は3年。委員は3人以上と定めてある。
岡野委員。
それはだいたい僕の知識で分かるが、例えばこういったキャリアで、こういった方が選ばれ、審査基準はどうなのかということについて答弁をお願いします。

総務課長

まず1つ。今回提案させていただいている3人の方については、お1人、特に不動産関係にお詳しい方。あとの2人は行政経験がある方で、仕組みも含めて充分知識を持っておられる方だということ。それとあとお1人は2期目になろうかと思うが、お2人については平成17年からやっていたいて、平成21年に不服審査が1件開かれているので、こういった経験をお持ちなので、この3人が最も相応しいということで、提案させてもらった。

佐々木委員長

岡野委員。

岡野委員

もちろんそういう方を選ばれたとは思いますが、浜田市民は固定資産税に関してははすごく厳しくなっているので、そういった、しっかりされた方、尚且つ、浜田市が説明責任が果たせる形。基準についても曖昧模煇な形で、この基準ありきというような固定資産税の掛け方というのは、説明が出来ない場合も多々あると思うので、そういうことをしっかり踏まえて、この人選なり、固定資産税の評価のあり方というのも含めて、浜田市も対応していかないといけないと思う。これは私の意見なので、答弁は結構。

佐々木委員長

他に、無いようなので同意3件の質疑を終了する。ここで副市長は退席される。お疲れ様です。

《 副市長退席 》

5. 議案第59号 浜田市立小中学校条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長
教育総務課長

議題5について。執行部から補足説明は。教育総務課長。

補足説明ということではないが、条例の新旧対照表というのを本日お手元にお配りしている。ご覧いただきながら条例改正についてご審議いただきたい。よろしくお願ひしたい。

佐々木委員長

質疑のある方は。

(「なし」という声あり)

無いようなので、次の議題に移る。

6. 議案第60号 浜田市立公民館条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長

議題6について。執行部から補足説明は。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑のある方は。

(「なし」という声あり)

無いようなので、次の議題に移る。

7. 議案第65号 財産の取得について（高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材）

佐々木委員長

議題7について。執行部から補足説明は。

(「ありません」という声あり)

委員から質疑のある方は。岡本副委員長。

岡本副委員長

確認も含めて3点ほど聞かせていただきたい。救急自動車の入札の基準、いわゆる参加基準等があれば教えていただきたい。また併せて状況もお願ひしたい。

3点言ってしまうても良いか。はい。

それから、毎年入れ替え等があるわけだが、いわゆる耐用年数の基準というのがあれば少しお示しいただきたい。

それから、表題にあるように、高規格救急自動車とのことだが、市内の救急自動車の状況、いわゆる全てそうなのか、それとも大きいのが何台で、小さいのが何台等。今後どうなっていくのかということもお示しいただきたい。

佐々木委員長
警防課長

警防課長。

1点目、高規格救急車には医薬用酸素等の医薬品や、各種医療機器が搭載されているため、医薬品販売業の許可、並びに医療品等の販売行の

届出が必要になってくる。浜田市内においては、代理店として島根トヨタ自動車株式会社浜田支店と、株式会社日産サテリオ浜田支店という業者が居るが、これらの業者ではこの届出をしていない。いずれも松江にある本社でこれらの届出をしているため、この業者については2社ということで設定している。

2点目、耐用年数は概ね10年を目安としている。これは、明らかな数値の設定基準は無いわけだが、緊急援助隊に登録する事務手続き、また、消防車両の安全基準というものを参考にしながら、10年を目安にして更新計画を立てている。

3点目、現在、浜田市消防本部、消防署に配備中の救急車は合計8台。このうち1台については予備車という対応になっているが、この車については高規格救急車ではなく、積載品を高規格対応とした従来からの救急車である。その他通常運用する救急車については、全て高規格救急自動車である。

今後の導入計画については、浜田市消防本部では、救急救命士の養成が順調に進んでおり、全て救急車に乗務することが出来る状況から、今後も高規格救急自動車を更新していく計画である。

佐々木委員長
岡本副委員長

岡本副委員長。

良く分かった。最後のところで、1台は高規格救急車ではないという車両について、これも高規格にするのか、それともこれは予備車として今後も同じような性能で推移するのか、うかがいたい。

佐々木委員長
警防課長

警防課長。

高規格対応の救急車については、現在予備車という位置づけにしているが、既に13年を経過している。今年度、高規格救急車の更新を予定しているのので、この新しい高規格救急自動車が導入された際には、この予備車を廃車にする計画である。

佐々木委員長
岡本副委員長

岡本副委員長。

よく分かった。1点目の入札の件で確認させていただきたい。入札業者がかなり限定されている背景があるが、今後この状態がどう推移するか分からないが、県外を含めて考えることについてお聞きしたい。

佐々木委員長
警防課長

警防課長。

今の所、県外業者への想定はしていない。というのも現場で活動する車両なので、万が一故障等が発生した場合には、身近な業者によってただちに修理をする必要があることも要因に含んでいる。

佐々木委員長
岡本副委員長
佐々木委員長
岡野議員

岡本副委員長。

分かった。

他に。岡野委員。

素朴な疑問で聞かせてもらいたい。大変高額な車両であって、その車両を中古で販売ないし廃車にするのか。車はまだ充分使えるものだと思うが、どのような扱いになるのか、教えてもらいたい。

佐々木委員長
警防課長

警防課長。

現状の流れでは廃車。一時期は他の車両への流用も考えたが、やはり緊急自動車として使うためにはそれなりの整備が必要。この整備費の見積もりが高額になったため、現在は廃車の方針。

佐々木委員長

他に。江角委員。

江角委員	もう一度確認したい。この自動車を契約するにあたり、県内だということだったが、こういったものが作れる会社というのは県内では何社あるのか。
佐々木委員長 警防課長	警防課長。 県内においては島根トヨタ自動車株式会社と日産サテオの2社に限られている。
佐々木委員長 江角委員	江角委員。 競争相手が少ないために価格について岡本委員も少し心配されている。値が上がらないようにするために、全国的な価格設定の標準モデルみたいなものが多分あるのだろうなど。価格はどのように設定されているのか。
佐々木委員長 警防課長	警防課長。 今のところ全国的な価格設定の差異について細かく調べてはいないが、島根県内の9消防本部においては、この業者からの購入がほとんど。また業者の関係だが、今のところトヨタ自動車が多く導入されている。技術的にも高く信頼が置ける業者ということで対応しているため。今のところは県外という考えは無い。今後は他県の状況も調べる必要はあろうかと思うので、今後対応していきたい。
佐々木委員長 江角委員 佐々木委員長	江角委員。 是非近隣も調査して、どのくらい価格の開きがあるのか調べて欲しい。 他に。 (「なし」という声あり) 無いようなので、この件についての質疑は終了する。

8. 議案第66号 財産の無償譲渡について(旧金城中学校寄宿舎)

佐々木委員長	議題8について。執行部から。 (「なし」という声あり)
岡本副委員長	では委員から質疑のある方は。岡本副委員長。 市の財産ということで気にしているのが、耐震化が実際出来ているものを三栄町内会に譲渡するのか、安全性や公共性、町内会だからこの基準、耐震化されていない状態で譲渡しても良いのだという考え方なのか。要はこういう建物だったら耐震化して貸すよ、譲渡するよという話になろうし、例えば町内会の集まり用であれば耐震化しないでそのまま譲渡するとか、何か基準があればと思って聞きたい。
佐々木委員長 金城自治振興課長	金城支所自治振興課長。 まずこの建物自体は当然耐震構造になっているとは思えないし、実際には用途廃止もしているので、その審査もしていないのが実態。そのための有効活用はどうかと地元とも協議しているが、市としてこれが耐震構造の基準を満たしているからこうするとか、譲渡するとかいう基準は明確には定めていない。地元の協議の中で話を進めている。
佐々木委員長 岡本副委員長	岡本副委員長。 地元と協議するということは、地元民に了解を取っているという解釈で良いか。
金城自治振興課長	はい。有効活用について一緒に話をさせていただく中で、地元でも、現状でどう活用出来るかという同意をいただいていると思っている。

佐々木委員長
岡本副委員長

岡本副委員長。

再度聞くが、耐震という考え方について譲渡される側に、この建物は何年経っているが今の耐震基準に対応出来ていないという話をされているのか、していないのか。話しているのか、そしてそれを理解していただいて譲渡を受けているのかどうかを聞きたい。

佐々木委員長
金城自治振興課長

金城支所自治振興課長。

明確な記録は残していないが、話の中では耐震についてや築年数については話してある。

佐々木委員長
岡本副委員長

岡本副委員長。

了解した。これを機に、今後また同じような譲渡物件というのが出てくるだろうが、このことについて、どうも答え方によってはそういう基準がなさそうだが、今後考えながら、また理解を得ながらということについての考えをお聞きしたい。

佐々木委員長
財産管理課長

財産管理課長。

明確な基準にあたるかは分からないが、浜田市においては財産の処分に関しては、所管する普通財産が主になるが、財産の利活用に関する指針というのを設けており、その中でそれぞれの、実際に使われていない財産の処分について考え方を整理している。

例えば、遊休財産ごとの利活用方針の策定、市民等への積極的な情報提供だとか、不要財産の積極的処分・売却や貸付による有効利用、国その他地方公共団体等への優先的な利用処分等。それぞれの資産ごとに活用する方針を立てている。

耐震化についての明確な指針等はその利活用方針には定めていない。基本的には現状の施設を処分というか、利活用する方針である。

佐々木委員長
江角委員

他に。江角委員。

譲渡の条件について。この建物をコミュニティ施設以外に使用しないこととなっている。無償譲渡の所ではよく出てくる文言だと思う。それ以外に使用しない期限というのは決められているのか。

佐々木委員長
財産管理課長

財産管理課長。

処分というか利活用していただく相手方との関係ではあると思うが、期限は特に設けていないのが実際の内容になる。例えば町内集会施設として貸し付ける場合もあるが、例えば老朽化が進んで修繕が必要となった場合は対応するが、特に何年という期限は設けず、契約更新をする形で貸し付けている。

佐々木委員長
江角委員

江角委員。

使用目的が無くなって譲り受けた団体がコミュニティ施設の使用を断念される、辞められるとなった場合の扱いはどうなるか。

佐々木委員長
財産管理課長

財産管理課長。

譲渡すると名義が代えられるので、当然所有権のあるその団体の財産として活用されることになると思う。仮に譲渡した建物が老朽化して除去されるということになれば、その後のことは所有される町内会等の判断によるものと思う。

佐々木委員長
江角委員

江角委員。

その意味で、条件の縛りというものが非常に薄い気がする。譲り受けて1年後、これは辞めた、しかし財産は渡っているということになるわ

けで。以前も福祉施設の関係もあったが、社会情勢の中ではどうしてもこの施設の使用目的を終えなければいけないこともあるし辞める場合も出てくるわけだから、期限が無いとなると、譲渡の条件としては付してあるが年数からすると曖昧かなと思うが。

佐々木委員長
財産管理課長
佐々木委員長
江角委員

財産管理課長。

双方の合意によるものなので、そういう理解をしている。

江角委員。

おきたいと思う。今後そういったところが明確になるような形での無償譲渡については、検討してもらいたい。

佐々木委員長
森谷委員

はい。森谷委員。

そこを明確にしたい。分かりやすく極論で言うが、譲渡の翌日に違う用途に供した場合、その譲渡は無効になるのか。それともただの希望だけだから、そのままずっと流れていくのか、勝手になるのか。譲り受けた側の勝手に使えるのか。どちらか。

佐々木委員長
財産管理課長

財産管理課長。

極端な話で答えにくいですが、通常、売却する場合は買い戻し特約とか、そういった条件を付すことはあると思う。無償譲渡の場合は、そういった場合の扱いは契約の条文や内容によるものだと思う。

佐々木委員長
森谷委員

森谷委員。

了解した。よくある詰めの甘い書面だということだね。これをどうのこうの言わないが、少し色んなことを考えながらやるべきだと思う。

佐々木委員長
岡本副委員長

はい。岡本副委員長。

譲渡されたものが、最終的に要らなくなった時。先ほどの課長の答弁では、所有者の物だから所有者に処分してもらうのだという意味で取ったが、これ428平米あるから約143坪あるのだよね。金額に換算すると1千百何十万円という解体費用がかかる。三栄町内会にこれを解体するだけの能力があるか無いかということもあると思うが、その辺はどうか。

佐々木委員長
財産管理課長

財産管理課長。

個別案件については答えられないため、自治振興課長に答えていただく。

佐々木委員長
金城自治振興課長

はい。金城支所自治振興課長。

ご指摘あったように、現在、もし解体することになって地元が負担して行うかということ、それは今考えられないし、地元の方もそういうことは想定されていない。なので将来この解体を地元でやるかという問題は先送りというか、考えられていないということになると思う。

佐々木委員長
岡本副委員長

岡本副委員長。

そういうことなら、譲渡という表現は間違っている気がするのだが。貸すという表現にしないと、町内会の財産になるわけですよ。その辺の考え方はどうなのか。要は譲渡ではなく貸与という形の考え方についてはどうか。

佐々木委員長
財産管理課長

答弁出来る方。財産管理課長。

譲渡である。というのが、これはちょっと私が聞いた話だが、この三栄町内会は法人格を取得されたか、される予定ということを知っている。登記も出来る団体になるようなので、その団体の責任において管理されるものだと知っている。通常は、町内会の資産になれば、例えば町内の

方で今後の更新費用等を積み立てたりされるのではないかと思う。

佐々木委員長
江角委員

江角委員。

後で採決しなければいけないので少し聞かせていただく。ここで答えられなければ、この間中に答えていただきたい。

文面だけ読めば、この施設以外に使用しないことが譲渡条件になっているから、この目的以外の使用が出てくるということは、この譲渡条件が無くなるということだから、一般的にはまた浜田市の物に戻ると考えて良いのではないか。年数も決まっていなわけだから。もうそういった財産価値も無くなってきて、例えば10年15年以降、目的を変えられた場合には、正式に譲渡もあり得ますよということだったら分かるが。ここしかないわけだから、そうすると目的以外のことに使われる場合、この目的を辞められた場合は、浜田市にまた戻してもらうのが筋ではないかと思うが。そこをはっきりさせてもらえば審査もやりやすいのでは。

佐々木委員長

このやりとり、譲渡を受ける側の責任もきちんとしてあげないと。曖昧な譲渡のやり方に対して委員から指摘が出ているのだと思うので。もし答弁が出来れば。金城支所自治振興課長。

金城自治振興課長

明確な答弁にはならないかもしれないが、先ほど言われたように、これがコミュニティ施設として使用しないということになれば、このたびの譲渡が無効になる、本来はそうなのかもしれない。しかし実際には違った目的、特に営利目的だとか、地域の活動とは思えない別の用途に使っておられる、あるいはそういった所に貸し出しされるということがあれば、当然、かつて公の施設として設置して公のお金を入れて整備したものである、その辺を考慮するということでは、地元と協議して是正を促していくことは必要になると思う。実際にそれがならぬとなると、解約して市の物に戻すかということころは、現在のところはそのまで明らかな回答を持ちえていない。実際にそういうことが起きれば、地元との協議をさせていただき、本来の目的での利用を促していくということになると思う。

佐々木委員長
江角委員

江角委員。

今の時点であれば議会議決事項だから良いが、次の段階になると、先ほどの答弁で言うと、議会は全く無関係になり、行政と関係者の皆さんの話し合いで次へ進んでいくということになってしまう。その意味でもう少し無償譲渡の関係については、具体的に詰めておく必要があると思うので、その点だけは言わせていただきたい。

佐々木委員長
森谷委員

他に。森谷委員。

ここは話の内容からして、無償貸与にしなければ。解体時の負担は無いわけだから。譲渡に拘る必要はない。譲渡にした後のことはたとえば、自治区が10年目を目前にして、きちんと決めていなかったからすったもんだしているのと同じようなことがまた起きる。問題を先送りにしないように、厳しくきっちり決めるべきだ。

佐々木委員長

他に。私あまり言っはいけないのだろうが。やりとりを聞いて、先ほども少し言ったが、譲渡側と譲渡される側と、今後このような施設がたくさん出てくると思うので、その辺の条件というものをきっちりして、後々にトラブルが無いようにするべきだ。岡野委員。

岡野委員

これは浜田市民の財産だと私は思っている。例えば5年後10年後に建

物が古くなって地域の町内会に解体費用が無いから民間に売却してしまえという時に、恐らく土地代と建物の解体費用を差し引いた場合、利益が出るはず。そういった時に市民の財産を無償でいただいて利益が出るような状態というのは良い状態ではないと考える。これは私の意見なので、今後の課題として、これは大変問題があると個人的には思っている。

これ建物だけか、そうか。では建物を解体した場合、町内が解体費用を持つことが出来ないと思うので、放置した場合はどうするのかということも含めてやはり。土地は市の物だが、放置された場合はその土地が使えなくなる。他の委員からもあったが、貸与が通常だろうと思う。

他に。岡本副委員長。

法人格を取られるというような話だった。どのような法人格になるのか。

金城支所自治振興課長。

地縁団体の法人格。町内会とか。市として認可する法人格の団体。

他に。

(「なし」という声あり)

無いようなので、この件の質疑は終了する。

佐々木委員長
岡本副委員長

佐々木委員長
金城自治振興課長
佐々木委員長

9. 議案第68号 新たに生じた土地の確認について

佐々木委員長

議題9について。執行部から。

(「ありません」という声あり)

では委員から質疑は。

(「なし」という声あり)

無いようなので、この件についての質疑は終了する。

10. 議案第69号 町の区域の変更について

佐々木委員長

議題10について。執行部から。

(「ありません」という声あり)

では委員から質疑は。

(「なし」という声あり)

無いようなので、この件についての質疑は終了する。

11. 議案第72号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について

佐々木委員長
政策企画課長
佐々木委員長
江角委員

議題11について。執行部から補足説明があるか。政策企画課長。

(以下、資料をもとに補足説明)

説明が終わった。委員から質疑は。江角委員。

全体像がなかなか掴めないのだが。まずこの過疎地域自立促進計画は27年度までの計画だったか。

はい

こうして今変更を出していくわけだが、この手続きの流れはどうなっていて、変更は認められるということで良いのか。

政策企画課長。

5年ごとの計画ということで、平成22年度に5年間の事業計画を作った。その後5年間に追加事業もあり、その事業追加を今回こういう形で議決いただくと、それを県に申請して県が認めてくれる。そうすると事

政策企画課長
江角委員。

佐々木委員長
政策企画課長

佐々木委員長 業採択になる、という流れになっている。
他に。
(「なし」という声あり)
無いようなので、この件についての質疑は終了する。

1 2. 議案第73号 栃木辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
佐々木委員長 議題12について。執行部から補足説明があるか。政策企画課長。
政策企画課長 (以下、資料をもとに補足説明)
佐々木委員長 説明が終わった。委員から質疑は。
(「なし」という声あり)
無いようなので、この件についての質疑は終了する。

1 3. 議案第74号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
政策企画課長 議題13について。執行部から補足説明があるか。政策企画課長。
佐々木委員長 (以下、資料をもとに補足説明)
説明が終わった。委員から質疑は。
(「なし」という声あり)
無いようなので、この件についての質疑は終了する。

1 4. 執行部からの報告事項
(1) 浜田市地域防災計画の改定について

佐々木委員長 議題14、執行部からの報告事項に入る。順次報告願う。まず(1)について、安全安心推進課長。
安全安心推進課長 (以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長 この件について委員から質疑は。
(「なし」という声あり)
無いようなので、この件についての質疑は終了する。

(2) 海上自衛隊の誘致に向けた要望活動について

佐々木委員長 (2) について、安全安心推進課長。
安全安心推進課長 (以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長 この要望活動について質疑を受けるが、質疑に併せ出来れば意見も聞きたいと言われていた。今後全協でも意見を聴取されるようだが、この場で意見がある方は、質疑と併せていただきたい。江角委員。

江角委員 先にお聞きしたいが、先般出されている要望書で言うと、基地の要望をされているのではないかと思う。基地というのは分遣隊となるのか、あるいは舞鶴や呉のような地方隊なのか分からないが、基地の要望に対しての市長のお考え・市のお考えというのは、そういう感じではなく、補給をするというような意味合いであって、施設を新たに作ってもらうというようなものではないということだと思いが、そこにはズレがあるような気がするので、まずそこを確認させていただいて、それから意見を述べさせていただきたい。

佐々木委員長 安全安心推進課長。
安全安心推進課長 要望書の中には確かに基地という表現を使ってある。これは先ほど少し説明したが、出雲市でも要望された中で基地という表現を使っておら

れたので、浜田市も同等以上の要望をしたいという思いがあると商工会議所からお聞きしている。ただ、現実的に陸上での駐屯基地は、過去の自衛隊等のお話からも、ほぼありえないと聞いている。いわゆる補給基地も、いわゆる陸上設備で大きなものをするのではない。例えば水・食料・燃料の補給。いわゆる港としての施設は整っているので、既存施設でだいたい可能なものと判断しているので、そういった補給基地という意味合いで、寄港回数を増やしていただきたいという思いを持っている。これについては、商工会議所さんの意向についても一応確認させていただき、駐屯基地ではなく補給基地というところで進めていこうという確認はいただいている。

佐々木委員長
江角委員

江角委員。

了解した。先ほども少し難しいだろうという判断のもとでそうなっているのではないかと思う。私も同僚議員の政務活動での調査報告等を見させていただく時に、同じような要望をされた経緯があるようで、その報告書の最後に、そこだけを取って言うのも何ですが、防衛省関係者からは提案内容はよく理解するとした上で、自衛隊全体の組織編成による人員減、対岸への刺激、今後の日本海防衛戦略等も総合的に考えていかねばならない、というようなことも言われている。その意味で、この防衛省関係者も言われているように、対岸への刺激ということ考えた場合、私はむしろ抑止力には抑止力という形で、確かに色んな意味で、要望書の中に書いてある内容は理解する部分もあるが、それに対抗して基地を増設していくというようなことであっては、抑止力に抑止力という形で却って衝突の危険性を拡大するのではないかという認識を持っている。

それらを踏まえた上で、県が日本海側の安全確保という意味合いでは浜田も関係してくるが、海上保安部の巡視艇の大型化・増設というようなことを含めて、警備活動の強化を県を挙げて国に要望されており、市民の安心安全という意味合いで言えば、むしろ自衛官の基地を作るよりも、先ほど県が取り組んでおられる方向でしっかりやっていった方が目的達成に繋がるのではないかと私は受け止めている。もっと積極的に言うなら、日本海の海を紛争の海にすることなく、交流の海、安定した海にしていくためにも、浜田港を抱える浜田市が積極的に、むしろ竹島に常駐している韓国の軍隊等を引いてもらうようなことをしっかり述べていった方が、ここで言われている沿岸住民の安心安全に繋がるのではないかと思っている。この意見が多数派か少数派か分からないが、1つの意見として言わせていただく。

佐々木委員長
総務部長

意見ということで、もし回答があれば。総務部長。

回答ではないが。ご意見として拝聴させていただく。

先ほど安全安心推進課長も少し言ったように、昨年出雲市でも県や国に対し、これに類する要望等をされており。その中では特に出雲は港湾の促進を中心に捉えられ、その中で海上自衛隊も含めて検討されているようで。いわゆる出雲市長も参画はされているが、形としては港湾振興会という形で主にやられている。先ほど安全安心推進課長も申し上げたが、要望は要望であったが、議会の答弁でも、そうしたもんでなくてどちらかと言うと浜田港の利用促進による経済効果等も含めて、それを

主体的に、今までもお願いしている経緯もある。そういったことを前面に出させていただければと思う。江角委員のお話もよく分かるし、また他の議員さんからの意見もよろしくお願ひしたい。

佐々木委員長
森谷委員

他に。森谷委員。

経済効果という言葉は耳に良いが。河上さんが言われる経済効果というのは売上みたいだが、牛尾さんが言われる経済効果というのはやはり売上なのか。経済効果という言葉はぼんやりとしか分からない。本当にどうなるのか。税収でいくらですよと言われれば分かりやすいのだが。アクアスも100万人突破したすごいと言うが単体では大赤字。だから実際にどの基準でも構わないが、1つのしっかりした物差しを作って、経済効果と言うならそれに当てはめるような工夫出来ないのか。例えば浜田が元気だという目標を達成するには、こういう物差しで3メートル必要なのだ、そのうち自衛隊は1センチを埋めることが出来るとか、そのようには出来ないか。新聞やテレビでも経済効果と言われているが、何かルールがあるような気がする。そのへんどうか。

佐々木委員長
総務部長

総務部長。

難しいが、ご意見としてお聞きし、また参考にさせていただいて対応出来るか検討したいと思う。

佐々木委員長

他に。

(「なし」という声あり)

無いようなので、この件についての質疑は終了する。
ここで休憩を取りたい。11時15分再開とする。

《 11時 04分 休憩 》

《 11時 15分 再開 》

(3) 新浜田警察署の建設について

会議を再開する。議題14、執行部からの報告事項の続き。(3)について、安全安心推進課長。

安全安心推進課長
佐々木委員長
野藤委員

(以下、資料をもとに説明)

この件について委員から質疑は。野藤委員。

前に一般質問でも取り上げたことだが、警察署のハード部分ではあるが、これが28年2月15日までの工期で、4月1日から変わると思うが、その後の市中心部の安全安心といった部分がちょっと気になって、色んな声がある。そういった要望や話し合いは無いのか。近隣の要望の声を聞くのだが、そういった話は無いか。警察署が移転してその後。

佐々木委員長

これは県の事業のため県の裁量かもしれないが、もしそういった声を聞いておられれば。安全安心推進課長。

安全安心推進課長
佐々木委員長
総務課長

4月以降ではあるが、直接そういったものは耳にしていない。
総務課長。

県西部の拠点となるような警察署をとということで要望してきているので、その辺の人員体制は組んでいただけるものと思っているが、具体的にどうなるかというところまでは、まだはっきりと聞いていないので、逆に要望等があれば市から警察の方へお伝えさせていただければと思うので、もし何かあればご連絡いただければ。

佐々木委員長
野藤委員

野藤委員。

というのも、こういった具体的な日にち等が出てくると、後からの要望になると後手後手に回るということで。常にそういうところを気にかけていただければ、市民の方も安心されるのではないかと思って、質問させていただいた。

佐々木委員長
岡野委員

他に。岡野委員。

西部分庁舎とのことで、新しくなることは大変喜んでいる。ただしこの場所が文教地区ということで、隣近所には浜田市立図書館と浜田高校がある。知っている人は知っているだろうが、パトカーのクラクションの確認行為というのがあって毎日10秒くらい鳴らされる。これが結構うるさい。図書館と高校が傍にあるため、確認行為を違う場所でやるとかいう申し入れがあるなら対応して欲しい。

私の会社の隣が交番でもあって、朝夕やられるのが大変うるさい。多分マニュアルがあるからそれをされるのだと思うが、文教地区でやられるのはかなり近所迷惑だと思う。何らかの違う場所で確認をやっただけのように市に対応してもらいたい。お願いだが提案なので何らかのご返答をいただきたい。

佐々木委員長
安全安心推進課長

安全安心推進課長。

私はそのことを認識してなかったが、ただいま意見をいただいたので。警察には協議する場があるので、そういう意見があったと伝える。対応可能かどうかは県の判断になると思うし、当然日々の確認行為は義務付けられていると思うので。音についての要望があったということで、また協議させていただきたい。

佐々木委員長

他に。

(「なし」という声あり)

無いようなので、この件についての質疑は終了する。

(4) 「縁結びCafé in 浜田」の開催結果について

佐々木委員長
政策企画課長
佐々木委員長
岡野委員

(4) について。政策企画課長。

(以下、資料をもとに説明)

この件について委員から質疑は。岡野委員。

地域政策部が頑張っておられるのは大変喜ばしい。参加者48名というのは大変良かったと思う。私の意見だが、3人1組での参加についてだが、これは参加している人に聞いているわけだから参加しやすかったという答えは当然なわけで。2人が良い1人が良いと、それ以外にも3人揃えるのは大変と裏面に書いてあるが。3人に限定しなくても良いとか。私も独身だが、ぼっちの人が結構居る。私みたいなぼっちの人でも参加出来るようなことでないと。3人集められる人は良いが、集められない人は誰かを嫌々参加させたりといったことにもなりやすい。ぼっちの人に目をかけてあげるといって変だが、1人でも2人でも可とするか。4人だと誰か1人あふれてしまうので、2人とかちょっと考えていただいて。3人と限定されるとちょっと。参加した人の意見だけでなく、声無き声もあるということをご想定していただいて、今後の企画を考えていただきたいと思う。もしご意見があれば。

佐々木委員長

政策企画課長。

政策企画課長	次期イベントについてはいまのご意見も参考にしながら検討してまいりたい。
佐々木委員長 森谷委員	他に。森谷委員。 そもそもこのイベントの目的は何なのか。推測するに小さなお祭りという感じ。それから定住、少子化対策、経済効果、出会い系。どういう目的をもってされているのか。
佐々木委員長 政策企画課長	政策企画課長。 近年晩婚化がしきりに言われる。企業さんの中でも、以前はグループ活動等を盛んにやっておられたけど、最近はそういうグループ活動も無いといったようなご意見もあることから、今回は企業さんの中で3名ほど出していただき、このような出会いの場を作った。目的としては、この出会いによってマッチング成立が、今は1組だが、メルアド等交換していただいていると思うので、積極的にお付き合いしていただいて結婚に結び付けば良いなということで、仕掛けをしている状況。
佐々木委員長 森谷委員	森谷委員。 目的が結婚で、結婚すれば良いということなのか。その先のイメージは無いのか。それは市役所が仕掛けるようなことではないと思うが。
佐々木委員長 政策企画課長	政策企画課長。 先ほど言ったように、なかなか出会いの場が無いということなので、その出会いの場を提供して結婚まで結び付けられたら良いなど。
佐々木委員長 森谷委員	森谷委員。 質問の答えになってない。先ほど岡野委員が言われたように、1人ぼっちの人が参加出来なかったという意見があった。私も58歳で4代に入らない。私も独身で。最近は結構こういうまちコンがあるが、ほとんど参加出来ない。私が参加出来ないから怒っているわけではないが。結婚が目的なら別に4代でストップする必要は無いと思う。独居老人の対策としてもそういうマッチングは良いかもしれない。60代70代で結婚して同居しても良いわけだから。結婚が目的なら年齢制限も、一緒にやるのは流石にどうかと思うが、ある程度年齢差20歳ぐらいの範囲に抑えてという形でされるのが良いのではと思うが。何か偏って、流行に乗ってちよっとやってるという感じが否めない。
佐々木委員長 政策企画課長	政策企画課長。 アンケート等にも、参加しやすかったとか、今後レストラン等での食事なら参加してみたいという意見もあったので、今後もこういうイベントを積極的にやってみて、その状況を一定の段階で整理して、それからどうするかを考えたい。とにかくやってみないということをやっている。
佐々木委員長 岡本副委員長	他に。岡本副委員長。 先ほどの森谷委員の言われたことはちょっと違うなど、私自身の活動からは思う。これについてはまた個別に議員さんと話す。 実は私もこのような活動をしている。ここに写真がある。顔が見えるということについて非常に抵抗があるだろうということから、私どもの活動では参加者の写真を公開していない。 このたびはこういう形が出たし、市民の人もテレビで画像が出ていたので、浜田はこんなことをやっているのだなということ。中身についても評判は良かったと思っているが、ただ、顔が出るということについて抵抗

佐々木委員長
政策企画課長
は無かったのか。
政策企画課長。
実際、写真については色々言われる方はいらっしゃらなかったようだが、報道が入ったということで、1人2人ちょっと配慮して欲しいという意見はあった。

佐々木委員長
岡本副委員長
岡本副委員長。
その方にスポットを当てることを了承いただいて撮っているという話を聞いたが、いまの話ではちょっと配慮してくれという声があったというのは、要は打合せの中でそういうことがあったのか無かったのか。

佐々木委員長
政策企画課長
政策企画課長。
取材依頼はしたが、まさかあそこまでシビアな撮り方をされるとは考えていなかった。浜田市がこういうイベントをやったという程度のことかと思っていた。今後報道等に事前に呼び掛ける場合は、確認させていただきながら慎重に対応したい。

佐々木委員長
岡本副委員長
岡本副委員長。
了解した。このたびも参加されていると思うが、参加企業について。これから企業さんに調査して、意欲がある方を調べていくことについては非常に良いことだと思っている。とりあえず参加されたこの8企業・団体側から見た意見なり反省点なりがあったのか。

佐々木委員長
政策企画課長
政策企画課長。
今回企業さんにお願いはしたのだが、企業さんの中の人事担当の方や、お知り合いがたくさんいらっしゃる方から個別にあたっていただいた。企業としてどうだったかというのは、補正で挙げさせてもらっているが、そちらの事業で対応させていただきたい。

佐々木委員長
他に。
(「なし」という声あり)
無いようなので、この件についての質疑は終了する。

(5) 瀬戸ヶ島埋立地活用基本方針（素案）作成業務の委託予定事業者決定について

佐々木委員長
地域プロジェクト
推進室長
(5) について。地域プロジェクト推進室長。
(以下、資料をもとに説明)

佐々木委員長
岡本副委員長
説明が終わった。委員から質疑は。岡本副委員長。
オブザーバーについて聞きたい。瀬戸ヶ島埋立研究会委員のうち5名、この方々の内容についてお示しいただきたい。

佐々木委員長
地域プロジェクト
推進室長
地域プロジェクト推進室長。
正副会長さんには参加いただいた。それから女性の視点でというコンセプトがあったので、この委員の中から女性2名に参加いただいた。それから広島からの視点というのがあったので、広島からこの研究会に関わっていただいた1名に参加していただいた。

佐々木委員長
岡本副委員長
岡本副委員長。
少し具体的に。女性2名、広島1名の方の職歴というか。関わりの中で、あるのか無いのかも合わせて具体的に説明を。

佐々木委員長
地域プロジェクト推進室長。

地域プロジェクト 推進室長	活用研究会の委員については、県立大学生、地元で企業にお勤めの女性、広島についてはタウン情報等色んな観光業に精通した方。
佐々木委員長 森谷委員	他に。森谷委員。 6社がプレゼンの資料を出されたわけですね。残り5社がどの程度のものだったか見ることは出来るのか。あとで。
佐々木委員長 地域プロジェクト 推進室長	地域プロジェクト推進室長。 提案書については、採択になった提案書は公開出来るものもあるが、他の提案書は非公開でやっている。細かい中身については見ることは出来ない。
佐々木委員長 森谷委員	森谷委員。 分かった。点数の開きがかなりあったのか。それと、カラー図の右側の点枠の中の一番下に「広島の類似施設の失敗事例も調査して」と女性の方が発言された。その時に委員の皆さんが頷いておられた。ここところは外して欲しくないという気持ちが強いがどうか。
佐々木委員長 地域プロジェクト 推進室長	地域プロジェクト推進室長。 評価点数はホームページにも公開しているのでご覧いただきたい。1430点満点で、今回トップだったのが1099点、77%程度の支持を得られている。それから次点は1067点、約30点差なので僅差だった。他の4社についても上位の方が少し拮抗していたかなと判断している。だからこそ、純粋に点数だけで判断しようと、きちんとやらせていただいた。
佐々木委員長 森谷委員	それから研究会の中で、広島の委員から類似施設の事例を調査してというご意見をいただいているので、これについては今週、委員にも直接お会いして、何故上手くいかなかったかをレポートも含めて聞かせていただくことにしているので、その辺りについてもコンサル等交えながら、同じ轍を踏まないような方針を作っていく必要があると思っている。
佐々木委員長 森谷委員	森谷委員。 私が言ったのは、その女性の人に聞いてくれということではなく、コンサルの内にその内容も含めていただきたいということ。
佐々木委員長 地域プロジェクト 推進室長	地域プロジェクト推進室長。 失礼しました。たまたまその委員が市の職員でもあったので、そういう意味で言うと、意見もきちんと聞こうということ。ただそうしたことも含めて、先進事例を色々と調査する過程の中で、先ほどのご指摘についてはしっかりコンサルと協議していきたい。
佐々木委員長 江角委員	はい。江角委員。 これから基本計画・基本方針づくりとのことだが、これまでもこの瀬戸ヶ島整備については計画が作られてなかなか思うように実現に至らなかった経緯がある。その意味においては、今回の計画を作って、それがまた同じように進まなかったということであれば、許されない状況になるのではないかと思っている。計画・方針を作ってくださいということについては良いが、2ページにあるようなゾーニングのイメージ、①から⑨まで書いてあるが、こういったものが実際に計画づくりに合わせて

参入というか、出て来られる企業・団体も同時に考えながら進めない、絵は描いたがまた同じことだったということであってはならない。見込み等も含めどうなのか。

もう1つ、カラーA3版の例えばEゾーンで、物販や飲食、市場等書かれている。この瀬戸ヶ島のイメージを描くだけなら良いが、例えばお魚センターをどうするのかとか、浜田市全体のまちづくりの中で、実際にこれを考えておられるとすれば、お魚センターはどうなるのかといったことも出てくるが。その辺をもう少し全体像と併せて詰めておられるのかということもおうかがいしたい。

佐々木委員長
地域プロジェクト
推進室長

地域プロジェクト推進室長。

実際にこれをやりきるために参画される事業社等のご意見が重要だということだが、コンサル事業社に委託した折には、民間の出店の可能性についても一緒に調査して欲しいということを経営に付している、その手応えというか、その辺りについてもある程度、方針の段階なのできっちりした物までいかないが、ある程度掴めるのではないかと思います。

事業費等についても考えると、あまり多くの物は掛けられないということは当然あるかと思う。施設についてもプレハブ等の本当に簡易なもので、内容で勝負するとか、その辺りの知恵は当然出していききたいと思う。

お魚センター等の施設をどうするかという点についても、既存施設との関連付けについても、この方針の中では少し検討していく必要がある。今後その辺りも1つの課題として整理していきたい。

佐々木委員長
江角委員

江角委員。

これから基本方針の素案作成業務にあられるわけだが、なかなか先がイメージ出来ないのだが。今からこの作業をやっていただいて、その後、例えば一般質問でも言ったが、総合振興計画であれば10年後に具体的に実施する方針を掲げて計画を作成していくわけだが、この瀬戸ヶ島の活用については、実際には土地を利用していこうと思うと計画づくりが求められているものなのか。それを作成した段階で次はどういう流れで、何年ぐらいを目標に具体的な実現に向かおうとしているのか。

佐々木委員長
地域プロジェクト
推進室長

地域プロジェクト推進室長。

瀬戸ヶ島の埋立地についてはロードマップ上でもだいたいの年次計画はお示しさせていただいている。今年度に基本方針をある程度固めて、来年度詳細な設計に入っていく。官民の住み分けとか、事業費等については荒は今年度中に出ると思うが、それをもとに公共でやるべきところについてもはっきりさせていかなければいけないと思っている。そうしたものが来年ぐらいに、きちんと詳細設計という形で整理出来れば、実現可能なものから順次、平成28年頃から動かしていきたいという目標は持っている。

佐々木委員長

他に。

(「なし」という声あり)

無いようなので、この件についての質疑は終了する。

(6) 「浜田市公共施設白書（暫定版）」速報値（第2弾）について

佐々木委員長
財産管理課長。
佐々木委員長
小川委員

(6) について。財産管理課長。

(以下、資料をもとに説明)

説明が終わった。委員から質疑は。小川委員。

今の報告は財務部からの速報値として報告いただいたが、最近よくファシリティマネジメントということで、視察等も行ったりしたのだが、こうした今後の計画を立てる段階で、例えばそれに関連する都市建設課だとか、あるいは教育委員会のハコモノ等含めて、そういった所との連携を考えながらこういった今後の方向性について検討されているのか。

財産管理課長

現在は公共施設白書を策定する作業に入っている内容を報告しているが、これが完成して再配置計画の素案等示されると、その後、委員ご指摘の今後の将来像について具体的な検討については、関係機関と充分情報交換をしながら進めねばと思っている。

佐々木委員長

他に。

(「なし」という声あり)

無いようなので、この件についての質疑は終了する。

ここで休憩に入る。再開は午後1時丁度とする。

《 12時 00分 休憩 》

《 13時 00分 再開 》

(7) 浜田市有料駐車場の使用料改定後の利用状況について

佐々木委員長

会議を再開する。執行部からの報告事項の続きだが、(7)について、財産管理課長。

財産管理課長
佐々木委員長
森谷委員

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑は。森谷委員。

これについては努力した結果で、ある程度はやむを得ないところがあるが、前から言っているが、屋根が無い駐車場は全然利用されていないので、それについては何かアクションを起こされているのか。勿体ない。

佐々木委員長
財産管理課長

財産管理課長。

道分山立体駐車場の屋上部分のことだと思う。ご意見をいただいているが、その後何か対策をとということについては、まだ実際には行っていない。

佐々木委員長
森谷委員

森谷委員。

そうですね、そういう体質ですからね。私が駅前の方の駐車場の希望、アンケートを取っていくので参考にしたい。

佐々木委員長
江角委員

他に。江角委員。

これと併せて、文化ホールを利用した場合の関係で多分あったと思うが、この辺の動向はもう見えているのか。

佐々木委員長
財産管理課長

財産管理課長。

7月は650台、8月は450台の利用があった。これは委員ご承知のとおり文化ホールの利用者が利用した場合は、ホール内に置いてある料金減額装置を通して利用された方の台数がそういった状況になっている。

佐々木委員長
江角委員

江角委員。

その関係と、7、8月の道分山立体駐車場の関係等は、何か影響がある

のか、全くそれは考えられないのか。多少それによって増えるというような影響があるのではないかと思うのだが。それは分析中か。

佐々木委員長
財産管理課長

財産管理課長。

直接どのような影響があったかは、まだ具体的な分析はしていない。ただ、お手元の資料の8月分の立体駐車場のところが台数も増えているし収益も上がっているので、多少の影響はあったかなと思っている。またご指摘のところを整理させてもらいたいと思う。

佐々木委員長

他に。

(「なし」という声あり)

無いようなので、この件についての質疑は終了する。

(8) 市税における課税の状況等の推移について

佐々木委員長
税務課長
佐々木委員長
森谷委員

(8)について。税務課長。

(以下、資料をもとに説明)

説明が終わった。委員から質疑は。森谷委員。

家屋について。家屋を解体すればその下にある土地は、税金としては6倍アップ、6分の1だったものが1に戻るイメージだと思う。私の記憶では、家屋が建っていれば6分の1だということではなく、居住の用に供するというか、本当に人が住んでいるということが条文の言葉だったと思う。しかし廃屋みたいな物が建っていても6分の1になっていたりするのではないかと思うのだが。ここであまり細かいことを言っても仕方ないが。大きく言えばこの問題は、今まさに建てられようとしている市営住宅、ああいうのを建てるのが足を引っ張っているような気がする。市としてはお金がたくさんかかるし、大きいのを建てても固定資産税も1円も入ってこない。総合的に考える必要があると思う。例えば家屋を解体すれば良いのに金が無いから解体出来ないという方には、評価の半分くらいで市が買うとか、開発公社が買うとか。ハードルはいくつもあると思うが、もっとダイナミックな、全体図を見たようなことを考えていくべきではないかと思うがどうか。

佐々木委員長
財務部長

財務部長。

なかなか鋭い良い質問だなと思う。実はそういう発想は10年ぐらい前から私も持っている。全国で800を超える空き家がある、間もなく1000を超えると言われているが無策。何が起きているかと言うと、浜田市内でもどんどん空き家が増えていき、その一方で県営市営住宅も建てている。私も10年ぐらい前から、それは調整した方が良いのではないかという、内部的な話はしたことがある。でも残念ながら、もう1つは都市マスタープランという中の計画で、市営・県営住宅の建て直しをどうしてもしなければならないのだと。そういう話があって。バランスがどうなのかなということ、全国の自治体の情報を見ていると、切り替えて、市営住宅をもう建てないのだと。その代わりに、空き家をそのようにやっていくのだと、方針を変えている。もう1つはグループホームをそのようにするというのがあるのだが、そういう方針に変えている所もあるので、今後内部的に、私がどうこう言うのではなくて、皆さんから意見を出していただいて、そういう方向性のある程度考えていくという、転換期に来ているのは間違いないと思っている。

佐々木委員長
森谷委員

森谷委員。

10年も前から考えているのであれば、市営住宅なんか建てられないように何とか出来なかったのかと思うが。まあ部長の力ではなかなかどうもいかないところがあって。今度の市長もスピード感って、カレー食いながら言っていないとか言われるし困ったものだと思っているのだが。全員で知恵を出して前向きに頑張りたい。

佐々木委員長
江角委員

他に。江角委員。

1ページの(1)、個人市民税関係のところの説明があったように、所得割の納税義務者数を見ると、給与所得者、営業所得者、その他の所得者がある。全体的に人数が減っているのは減っているが、言われたように特に営業所得者が激減している。新聞でも県内的にもそういう傾向があると書かれていたが、これについての動向というか、こういう形で進んでいるという背景等についての分析が、この人数の関係から見て取れるのかどうか。それからその下の営業所得も同じように減っているが、どういう傾向なのか。その辺何か分析された点があるか。

佐々木委員長
税務課長

税務課長。

税務課で入手出来る資料からではなかなか難しいのだが、営業されている方が、ごく一部には法人化して、法人になるということは会社から給料をもらうということになるので、給与所得になる方も、ごく例外的な例として、無くはないと思う。しかしやはり数が減っているということは、2の表を見ても明らかだが、所得が減ってきて、事業はかろうじて続けているが税金がかからなくなって納税義務を免れる方もあれば、廃業されて、中には歳を取って辞めるという方もあるだろうが、やっていけなくなって辞めるという方があると思われる。実際、課税すると共に減免の申請等も受けているわけだが、その中では個人事業主の方が営業不振で廃業したり、あるいは売上が減って困っているといった相談もかなりの割合で受けている。

佐々木委員長
江角委員

江角委員。

消費増税の影響がどうかということは別として、会社の更新時に丁度、なかなか新しい機械も切り替えが出来なくて辞められるというような新聞報道もあった。この表でいくと人数の関係もそうだが所得金額の関係も、25、26年を比較すると、26年が25年より上がってきているが、25年が底をついた数字だという見方で良いのか。もっと、もう少し状況を見なければ分からないのか。

佐々木委員長
税務課長

税務課長。

先ほど申したような傾向は続いているように感じている。確かにこの表だけ見ると25、26年度はアの表でもイの表でも、納税義務者ないし所得は若干増加しているが、長期的な傾向として営業所得者の所得あるいは納税義務者は減少傾向にあるのではと私自身は感じている。

佐々木委員長
野藤委員

他に。野藤委員。

1ページ目の農業所得というのは、18年度は2億5千2百万円か。23年度から赤字というか、この辺の状況はどういうことか。

佐々木委員長
税務課長

税務課長。

農業所得は他の所得の計算と違う。この表で言うと平成18年度までは農業所得標準と言って、一種の推計課税になる。例えば米を何反作って

いけばいくらというような、概算で所得を出す方法が認められていた。そういうやり方にすると、いま言ったような計算で出した所得から大型機械等の減価償却費を引いてマイナスになるとゼロで打ち切りというルールがあった。それがまかり通っていた頃は赤字の人も全てゼロで止まっていたので、合計としては2億5千万円くらいの金額になっているが、そういう事情もあってかなり所得があったものと思われる。それ以降はそういう計算の仕方が認められなくなり、マイナスはマイナスで全て計算するようになり、23年度からはマイナスが多くなっている。25年度だけは米価が良かったこともあり黒字になったと記憶している。

佐々木委員長

他に。

(「なし」という声あり)

無いようなので、この件についての質疑は終了する。

(9) 教育委員会自己点検・評価報告書について

佐々木委員長

(9)について。教育総務課長。

教育総務課長

(以下、資料をもとに説明)

佐々木委員長

説明が終わった。委員から質疑は。岡野委員。

岡野委員

25年のことが書いてあるが、No. 52の歴史文化の伝承と地域性豊かな文化の創造ということで、浜田市誌編纂という項目がある。これは市誌編纂を計画中で資料集めしている段階なのか。

佐々木委員長

文化振興課長。

文化振興課長

市誌については、編纂する予定で現在資料等を収集している。

佐々木委員長

岡野委員。

岡野委員

大変重要なことだと思っている。古い歴史から昭和平成に至るまでの資料集めようと思えば。以前出来ている物を私は見たことがあるが、特に加えるのは昭和以降の資料だと思う。それについては特に写真や、街並みの変わりようだとかいった部分が更に増えると思う。そういった写真を集めるのは大変なこと。アーカイブ事業と言って、各自治体が現在力を入れている。こういったものは半永久的に保存すべき物なので。古文書等は既に図書館や民間の文化協会の郷土研究、郷土歴史研究家が持っておられると思うが、写真は散逸しやすい。是非、浜田市がそういった物を、図書館なりそういった資料館として保存していかないと、すぐ散逸してしまう。浜田市の市誌を編纂する場合はそういったことに留意して、今後やっていただきたい。もし何かあれば。

佐々木委員長

文化振興課長。

文化振興課長

おっしゃるように、古文書については図書館に収蔵されている物もあるが、まだ不十分。また浜田市は幕末に自焼退城したので、なかなか古文書等も散逸している状況がある。写真と共に古文書の収集についても同時に行っていきたい。

佐々木委員長

他に。小川委員。

小川委員

この報告というのは教育委員会で色んな事業方針を出されてその進捗状況等も含めての評価だと思うが、私が思うには、対象者である生徒の皆さんの気持ちが反映されている資料というのはどうなのか。ある意味では行政側からの色んな定義だが、それに対する子どもたち側からの評価は。前回の調査会の時に、学習意識調査というのが出されたが、これ

にはいくらか子どもさんたちのそれに対する感想も含めた評価が載っていたが、今の段階で言うところの程度でしか子どもさんたちの受け止め方を知る材料は無いのか。

佐々木委員長
教育総務課長

教育総務課長。

正直に申し上げますと、子どもたちの視点でこのはまだっ子プランを捉えたことは無かった。もし子どもたちの意見を吸い上げるとすれば、学校別のアンケート調査は実施されているが、毎年の全国学力調査に併せて、子どもたちの色々な生活や学習についてのアンケートもあるので、子どもたちの気持ちを知るとすれば、その調査を集約して反映させる方法しか、現時点では無いかなと思う。

佐々木委員長
小川委員

小川委員。

調査は全国的か県単位かは知らない。はまだっ子プランと言うと浜田独自の物だと思うので、それに対する子どもたちの反応をどこかの部分で個別に把握する機会は必要だと思うが。

佐々木委員長

多分、いま説明された報告書というのは、教育委員会が一方的に自己評価した視点だと思うが、それも含めて他の視点で、子どもさんたちからの評価がもし出るような場があれば、それも含めて答弁をお願い出来るか。教育総務課長。

教育総務課長

浜田市の教育施策に関する計画書なので、子どもたちの目に触れる機会もあまり多くないし、触れたとしても概要といった物になると思う。特に子どもたちについては、学校教育関係の学力向上だとか生活習慣、あるいは公民館のふるさと学習等の事業が該当してくるのだろうが、先ほど委員長さんが言われたように、飽くまでもこれは施策についての教育委員会の自己評価なので、市の教育委員会の取組みに関して子どもたちがどのように考えてくれてというのは、総合的に意見を聞くのは現時点では難しいかと思う。それぞれ個別の授業をする中で、子どもたちの感想を聞きながら、その事業についてより良い方向へ持っていく方向性しか、現時点では出来ない気がする。

佐々木委員長
小川委員

小川委員。

それに関連してもう1つ。学校の先生方の評価はどうか。先生方との分析とのすり合わせが行われた上で、この報告書は出来ているのか。

佐々木委員長
教育総務課長

教育総務課長。

飽くまでも教育委員会の自己評価なので、先生方の意見は反映されていない。ただ、色々事業改善等の取組みをする中で個別の事業によっては、先生方の意見はこうだったという紹介がある。

佐々木委員長
野藤委員

他に。野藤委員。

28ページの事業No. 24について。計画時8館で、23年度11館、57ページの資料も同じだが。だんだん通学合宿に参加する公民館の数が減ってきているのは、何か障害や課題があるのか。

佐々木委員長
生涯学習課長

生涯学習課長。

数値的には年度によって実施しない公民館もあるとのことだが、特に障害とかは無。実際ふるさと教育を進めていく上で、この通学合宿というのは泊まり込みの合宿で滅多に体験出来ない事業なので、今後も公民館を中心としてこの事業をもっと拡大させていきたい。

佐々木委員長

野藤委員。

野藤委員 地域の協力が無いとなかなか出来ない事業ではある。昨年度は5館参加されているが、有福小・市木小は次の年度は無くなる。良い事業なので是非とも公民館と地域とが協力してやって、右肩上がりに転じて欲しい。

佐々木委員長 他に。
(「なし」という声あり)
無いようなので、この件についての質疑は終了する。

(10) 平成26年度全国学力・学習状況調査結果(概要)について

佐々木委員長 (10)について。学校教育課副参事。
学校教育課副参事 (以下、資料をもとに説明)
佐々木委員長 説明が終わった。委員から質疑は。野藤委員。
野藤委員 4ページに端的に表れているが、③の学校質問紙よりというのは先生方に対する質問か。

学校教育課副参事 はい。
野藤委員 括弧内の数字、全国平均との差があまりにもある気がする。先生方の教え方に差は無いと思うが、この差をどう捉えているか。

佐々木委員長 学校教育課副参事。
学校教育課副参事 特に授業の狙い及び振り返りの活動については、浜田市もそうだが島根県全体も大きな課題として捉えられている。市と県と、同じような学校に対する調査結果が出ている。授業の狙いについての活動は、特に小学校の先生方は90%以上の方が「自分はやっている」と答えられているが、子どもがそう受け止めている割合が少ない。どの先生方も狙いについては言われているが、より学習内容を深めたり、見通しを持たすための狙い。あるいはその授業で身に付いた学習内容の振り返りのやり方等に工夫改善が必要と考えている。県としても島根の学力推進プランのひとつに挙げられているが、例えば非常に効果のあった学習狙いの提示方法や、あるいは振り返りの仕方を、ビデオで録って、それを教育ポータルサイトに映像として配信するというような計画もあるらしい。そういった事業も活用しながら、授業の目当て・振り返り活動の工夫改善に努めていきたい。

佐々木委員長 野藤委員。
野藤委員 課題が見えたとのことで、それに対する工夫改善と言われたが、是非とも少しでも改善されるように。

佐々木委員長 他に。
(「なし」という声あり)
無いようなので、この件についての質疑は終了する。

(11) その他

・敬老乗車券事業について

・「公会計改革フォーラム in 浜田」の開催について

佐々木委員長 その他。敬老乗車券事業について、地域振興課長。
地域振興課長 口頭でご報告させていただく。本事業については先般8月4日に開催された総務文教調査会において、事業目的・事業概要等をご説明させていただいた。その際、最終的な事業実施については8月下旬開催予定の実

施主体である、浜田市地域公共交通活性化協議会において決定後と説明させていただいていた。この協議会を8月21日に開催したところ、名称も含めて先般ご報告のとおりの内容で承認をいただいたので、ご報告させていただく。なおこの事業は今度の全員協議会に報告した上、10月より試行実施したいと思う。

佐々木委員長

委員から質疑は。

(「なし」という声あり)

無いようなので、もう1点について、財政課長。

財政課長

(以下、資料をもとに説明)

佐々木委員長

そっとしておけとのことだが、それでも何かあれば。

(「なし」という声あり)

他に執行部から。総務課長。

総務課長

(以下、資料をもとに説明)

佐々木委員長

今の件について何か。岡野委員。

岡野委員

統廃合についてすぐにどうこうは無いと思うが、僕がおかしいと思ったのは、統廃合するのが良くない印象があるが私はすべきだと思う。その方が子どもたちの教育環境を整備したり、部活動や様々な教育について良いと思うのだが。浜田市としては統廃合に反対なのか。今の発言の趣旨からするとそう受け取られたのだが。

佐々木委員長

総務課長。

総務課長

特に反対というわけではない。最後に言ったように、3つの県立高校があるのでより良いあり方について検討していきたい。もちろん色々な可能性があるだろうし、皆さんからご意見をいただいて、最終的に意見を纏めたい。

佐々木委員長

岡野委員。

岡野委員

そうだと思うが、県の上の方の方針としては浜田商業高校を本校に戻すことは大体の路線らしい。県に2校ある水産高校は残す。特性のある学校であるから。浜田商業は元々浜田高校の枝分かれなので。また江津高校の問題もあるし。普通高校の存在意義と、商業高校というのが今後どの程度の必要性があるかということもあるので、私は統合自体が悪いとは思っていない。そういうことも含めて検討してもらいたい。

佐々木委員長

他に。野藤委員。

野藤委員

岡野委員は統廃合は悪いことではないと言われたが、市から見れば学校も1つの雇用場で、経済効果のある部分もある。私も統合反対というわけではないが、出来るなら、将来推計が減だからと安易に統合になるのではなく、学校の形を変えるという提案もしながら、浜田市にある高校の数を、石見の中核都市として浜田の高校が減るとすることは、対外的にもよろしくないと思っている。現状において他市へ出ていく子どもたちを何とかすれば何とかかなと思っている。色々な方策を考えて施策を打ってもらいたい。

佐々木委員長

総務部長。

総務部長

先ほど総務課長が説明したとおりで。こうしたことをまず説明に来てもらい、教育長や市長副市長と説明を聞いた。その際の資料等の説明では非常に厳しい状況だと感じた。結局、今後どのようにあつて欲しいかというのは、また市としても検討したいというのが先ほどあつたが、そ

の前提としては、とにかく現状を踏まえなければいけないのは当然だと思う。それから時代にあったこと。何より、子どもにとってどうなのかが一番視点を置いて、検討して、市内の高校のあり方も含めて、市長としては同じ市がやるなら検討したいのだという思いをお持ちなので、皆さんの意見も聞きながらやっていく。

佐々木委員長
野藤委員

野藤委員。

市とすれば教育委員会の義務教育の部分で、高校になると縁が薄くなるということもあって、今まで積極的なアプローチというのはされてこなかったように思う。旭町の場合も矢上の方へ行かれたりしている。矢上も通学バスを出す等の便宜を図っておられたり寄宿舎等色んなことをやっておられる。なので行政もかなり力を入れておられるということで、浜田市も今までちょっと出遅れた感もあるので、そういったところでちょっとお願いしただけなので、ひとつよろしく。答弁は不要。

佐々木委員長
江角委員

他に。江角委員。

浜田市に無い高校が近隣に設置されていることも考えると、商業高校の無い江津から浜田へ、工業高校が無い浜田から江津へ通っておられる方もいらっしゃるという意味では、江津等も含めて近隣との兼ね合いも大事にした方が良いのではないかと。これは提言にさせていただきます。

佐々木委員長

他に。

(「なし」という声あり)

ではこの件については終了する。

他に執行部から。財産管理課長。

財産管理課長
佐々木委員長
岡本副委員長

(以下、資料をもとに説明)

委員から何か。岡本副委員長。

購入者数については減という変化があるが、これはもともと想定されている中で、実際は料金改定された時に、料金との差、要は定期券購入者が減った分だけ収入が少なくなったのか。逆に料金が上がったからどうなったのか。

佐々木委員長
財産管理課長

財産管理課長。

全体としては若干増えている。利用者数は減ったが料金改定の影響で収入面では若干増えているのが現状。

佐々木委員長
岡野委員

岡野委員。

入湯されるのは個人の方、回数券の方、定期券購入者の3パターンだと思うが、定期券購入者のみが減ったのか。先ほどの話だと総収入は上がっていると。定期券購入の中の収入なのか、それとも全体の話なのか。概略で良いので聞きたい。

佐々木委員長
財産管理課長

財産管理課長。

定期購入者のみでなく全体的な傾向として利用者が若干減っている。しかし値上げによる収入増となっている。

佐々木委員長
財務部長

財務部長。

お二方からご質問あったが、これは岡本委員から再質問いただいた内容。旧有福村地区の方は600円の定期券購入で使っていた。それが2千円まで値上げした。その結果どうかという部分でこの表を見ていただくと分かるように、25年度を見ると大体180人から170人前後の方が使われていた。私が非常に危惧していたのが、この方々は年齢が高いのではない

かという分析をしていた。再質問の際に答弁ではそのことは触れなかったが。結果的に国民年金の方は満額で僅か78万円足らずしかないから2千円って払えないじゃないかと。毎月600円払われていた方が、それを止めて2千円なら今月は止めて来月行こうというふうに回数が減っていくと睨んでいた。そうするとご覧のとおり50から60人の方が減った。これは、年金所得の方はそういう生活実態になっているのではないかと。まだ見てみないと分からないがそういう実態になっている。

それからもう1点。岡野委員がお尋ねになった点だが、今まで回数券というのがあり、回数券利用者はこの地区以外の浜田・江津の一般の方が使われている。ところがあれが激減している。全部2千円の定期券に行っている。それはある程度年金のある方や、所得のある方が回数券を止めて定期券にした方が得だと。なので回数券が大幅に落ちて定期券が増えている。トータル的に言うと確かに入湯料が100円アップしたのでちょっと上がったように見えるが、予断は許さない。これから推移を見ていかないと、料金改定して基金として一定の積立が出来るかというのは、非常に難しい状況にあるとみている。もうしばらく推移の様子を見て行って、また報告させていただく。残念ながら2千円というのは年金生活者にとって非常に重たいのだろうなという気がしている。

佐々木委員長

説明を受けて特に質疑は。

(「なし」という声あり)

ではこの件についての質疑を終わる。他に執行部から何か。

(「ありません」という声あり)

15. 所管事務調査について

(1) 土曜学習支援事業について

佐々木委員長
生涯学習課長
佐々木委員長
江角委員

議題15について。生涯学習課長。

(以下、資料をもとに説明)

説明が終わった。委員から質疑は。江角委員。

私からお願いした項目。補正予算の説明シートにも説明があるし、今も詳しく説明してもらったので内容については把握した。また補正のところでは事業内容も絡めてまた誰かが質疑されるのだろうと思う。私が聞いたかったのは、8月4日の調査会でも報告が無かったということは、その時点でこの事業がまだ確定してなかったのだろうと思った。もっと遡れば当初予算にも当然出ていないから、それ以降この事業が確定していった経過というか、検討され始めた起点、どういったものを踏まえてこれをやろうということになってきたのか、その点を聞いたかった。調査会にもその後の全協でも説明が無かったので聞かせていただきたい。

生涯学習課長。

この事業については、文科省における土曜日の教育活動推進プロジェクトということで検討を出された。今年度の当初予算のところ、先ほども4種類のパターンがあったが、そういった形で土曜日の有効活用ということで示されたもの。また6月定例会においても一般質問があった。その後も教育委員会で、どんな形で出来るだろうかということを検討していた。ただ、来年度当初からこの事業を行えば良いが、もし出来るのであれば、出来るところからやってみるということで、急遽とりあえず

佐々木委員長
生涯学習課長

中学生を対象として、市内一ヶ所ではあるがとにかくやってみよう。

ただ、どれぐらいの生徒さんが集まるか、あるいは講師の先生が確保出来るのかということも、ちょっと救急でもあるし不安はあるが、とにかくやってみようということで、8月19日の定例教育委員会に資料提出して承認を得た。ご説明が大変遅くなった。

佐々木委員長
江角委員

江角委員。

分かった。試行で進められて来年度から本格的にとのことだが、本格的になった場合、試行の内容がどのようにもっと膨らんでいくのか。どのように進めるつもりか。

佐々木委員長
生涯学習課長

生涯学習課長。

来年度、といっても今年度10月から試行して、新年度予算要求の際には1、2回くらいしかこの事業が終わっていないので、もう少し試行期間を長めに取る必要があると思うが、こういった形が良いということであれば、もう少し箇所を増やしたり、あるいは対象を広げたりといったことも検討する。

佐々木委員長
上野委員

他に。上野委員。

大変良いことだと思う。旧郡部から見ると参加される方がかなりおられると思うが、午前中でこれは終わるし、そうすると保護者の方が送り迎えをされるのか、それとも何人か乗り合わせで来られるのか。そうすると交通事故の心配もあるし、終わった後のことも心配もあるし、充分その辺りを学校や保護者等と詰めてやっていただけたらと思う。

佐々木委員長
生涯学習課長

生涯学習課長。

先般の校長会もなかなか一ヶ所では遠いから難しいという意見をいただいた。その辺については各中学校や保護者の方の意見を聞きながら進めたい。

佐々木委員長
小川委員

他に。小川委員。

事業自体が中途半端な気がするのだが。結局、文科省が進めようとしている方向性というのは、近い将来は土曜日にも授業も行う方向性を持っておられるのではないかと。その中で、当面こういった土曜日の支援体制の構築ということで、恐らくそれに対応出来る学校の先生の人数だとか、条件が揃わないということで、行政で出来ることはやる方向の中での取組みだとは思っているのだが。そもそも文科省がそういう方向性を持っていて、それに対して事業を進めることによっていくらか、予行演習というか、流れにスムーズに移行していくというような目的があるのかどうか。

佐々木委員長
生涯学習課長

生涯学習課長。

文科省が示しているのは4つのパターンがある。①、②は、いわゆる土曜授業、教育課程の範疇。そうでないものは土曜学習。これは学習だけでなく例えばスポーツとか芸術文化とか、体験学習等も含めたトータルな形で土曜を活用しようという形態になっている。従って浜田市の場合も教育委員会が実施するものとして土曜学習という形を取った。文科省としても色んなパターンを選んでやってもらう形を取っている。

佐々木委員長

他に。

(「なし」という声あり)

無いようなので、所管事務調査については終了する。この後執行部は

森谷委員 退席するが、その他にあれば。森谷委員。
 残業のことについて。私、こういう性格だから自分で夜中や早朝に行
 ってチェックしている。今朝は午前3時頃までおられた。8月最後の土
 曜日は23時30分でも電気がついていて。そんなことは、今言ったので数
 字できちんと上がってくると思うが、私が毎夜調べているので、辻褄が
 合わなくなることが無いようにやってもらいたい。これは抑止力のため
 にやっている。総務がやってくれないから。まさか残業代のマックスは
 ここだよという目標値が財務から出されているわけではないと思うが。
 そういうことで、仕方なくやっているのので気をつけてもらいたい。

佐々木委員長 江角委員。
 江角委員。
 私の認識では、管理者の皆さんには超過勤務手当は付かないと思うの
 だが。まあ手当の関係ではないかもしれないが。その辺はちょっと確認
 させて欲しい。

佐々木委員長 総務部長。
 総務部長。
 管理職には当然だが時間外勤務手当は付かない。ただ、災害時や選挙
 等の特殊な時には、管理職特別勤務手当ということで若干ではあるが土
 日には支給する道はあるが。時間外は無い。

佐々木委員長 他には。
 (「なし」という声あり)
 ではここで執行部の皆さんは退席されて結構です、お疲れ様でした。

《 執行部退席 》

ここで休憩を取りたいと思う。再開は14時35分。

《 14時 28分 休憩 》

《 14時 35分 再開 》

○採 決

佐々木委員長 会議を再開する。これよりまず採決に入る。執行部提出議案13件につ
 いて採決を行う。

同意第6号 浜田市教育委員会委員の任命について

佐々木委員長 本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。
 (「なし」という声あり)
 異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

同意第7号 浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

佐々木委員長 本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。
 (「なし」という声あり)
 異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

同意第8号 浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

佐々木委員長 本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。
 (「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

同意第9号 浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

佐々木委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。
(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第59号 浜田市立小中学校条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。
(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第60号 浜田市立公民館条例の一部を改正する条例について

佐々木委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。
(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第65号 財産の取得について（高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材）

佐々木委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。
(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第66号 財産の無償譲渡について（旧金城中学校寄宿舎）

佐々木委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。
(「なし」「あり」という声あり)

異議ありの方がおられるので、挙手採決に変更する。

江角委員

この質疑の時に皆さんから疑義も出されたりしたのだが、採決にあたって、委員長報告も含めて何か工夫が出来るのか分からないが、すんと落ちなかった面はあると思う。良い扱い方法があるならば検討していただきたいし、無ければ挙手でやるしかないと思う。

佐々木委員長

この件については私も委員の皆さんの意見から、今後同じようなケースも想定されるため、是非参考にすべき、この委員会として意見を付した方が良いなということも思ったので、江角委員さんからの提案も非常に理解出来る。

まず採決の前に、財産の無償譲渡について皆さんで協議というのも大変なので、議事録を起こしながら正副で意見について整理させてもらって…ちょっとここで一旦休憩して良いか。暫時休憩とする。

《 14時40分 休憩 》

《 14時41分 再開 》

佐々木委員長

会議を再開する。先ほどの江角委員の意見を受け、この議案については各委員から譲渡に関する疑義がたくさん出ているので、その辺を正副でまとめて、委員長報告の中に入れ込んで、今後の同様の譲渡について委員会としての一定の提起みたいなものが出来ればと思っているので、

そういう整理でやらせていただこうと思うがよろしいか。

(「はい」という声あり)

そういうことで、この採決を行う。議案第66号について賛成の方の挙手を求める。

(挙手多数)

挙手多数。よって原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第68号 新たに生じた土地の確認について

佐々木委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第69号 町の区域の変更について

佐々木委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第72号 浜田市過疎地域自立促進計画の変更について

佐々木委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第73号 栃木辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

佐々木委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第74号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

佐々木委員長

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議はないか。

(「なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

16. 請願第3号

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを求める意見書の提出について

佐々木委員長

続いて、6月定例会にて当委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていた、請願第3号についての審査に入る。

この請願について、委員の皆さんから少し意見をいただきたい。どなたからでも。岡本副委員長。

岡本副委員長

請願者である、憲法を活かす会代表の古川忠光さんという方について、この組織について、紹介議員の小川議員にお訊きしたい。

佐々木委員長

小川委員、答えられるか。

小川委員

詳しくは分からないが、島根県的な組織。代表者が江津の古川さんという方。憲法を守るという立場での活動をしておられると理解している。

佐々木委員長
岡本副委員長

岡本副委員長。

この請願については、反対の意を言いたい。この請願の中で請願の趣旨について、部分的に読みながらこれについての見解をお話したい。

集団的自衛権を行使することは範囲を超えるものであって憲法上許されないという見解をこの中でされている。会派の中で勉強し調べた中では、憲法上集団的自衛権を行使することは範囲を超えているというような意味合いのことを言われているわけだが、私の中では憲法9条は戦争の放棄。それから戦力の不保持、前文的には平和的生存権の確認等を述べて、憲法についての章を唱えながら、第13条において生命・自由及び幸福追求権の整合的な解釈という見地から、端的に言うと、必要な自衛権を持つことを禁じてないのだから自衛権を行使出来る、というようなことで。集団的自衛権の行使出来る範囲を超えているという解釈については、違うのではないかという見解を持っている。

それから、安倍首相は安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の内容について、閣議決定を行ったことについて、この中では批判をされているが、この閣議決定の中については、これまで 三要件ということを出していたが、その三要件の中を超えていないという解釈を我々はしている。公明党からの指摘から、その新三要件という内容を表明し、それを少し取り上げてみるが、まず三要件の1つ目に、我が国に対する旧悪不正の侵害があることというのがありますが、新三要件の1点としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接に関係している他国に対する武力攻撃、他国とはアメリカのことを言っているが、攻撃が発生し、それは我が国の存続が脅かされ、国民の生命・財産等の権利が根底から覆されるという解釈に訂正されている。

2点目に、これを排除するための他の適当でない手段が無いこと、というのに対して、新三要件においては、これを排除し我が国の存続を全うし、国民を守るためにその他適当な手段が無い時、というような形で解釈を展開している。

3番目に、必要最小限の実力行使に留めること、ということに対しては、必要最小限の実力を行使するという形で整理し、今回の武力行使は我が国を防衛するためのやむを得ない自衛措置として初めて許容されるし、自国防衛に限った措置であることを明確にされている。従って閣議決定の内容については、今まで踏襲されていたものを整理しただけであって、拡大解釈で憲法を改正するものではないという解釈に従って、今の意見書に対しては、反対の意を唱えないと思う。

他に。小川委員。

私は請願に賛成の立場で意見を言わせていただきたい。7月に閣議決定された後の若干の流れも含めて意見を述べたい。特に今年の広島や長崎での平和記念式典における安倍首相の挨拶が昨年とほぼ同じ内容の引き写しではなかったかということが指摘されている。それと併せて長崎での被爆者団体との意見交換の場で、代表の方が「集団的自衛権については納得してないから」と述べたところ、安倍首相は「見解の相違ですね」と応じた場面があった。一言で切り捨てられた印象をお持ちだと述べられている。それらの一場面を見ても、7月の閣議決定に対して世論の批判というのは非常に強い中、こうした安倍首相の態度というのは、

佐々木委員長
小川委員

一言で言うと国民を説得して理解を求めようというような意欲は感じられない、というのが一般的な世論ではないかと思う。

そういう流れの中で、手元にある世論調査によると、これは8月2、3日の二日間にわたって、共同通信社が行った世論調査だが、これでは集団的自衛権に対する説明不足ではないかと言われているのが84%。更には、若者の反対という声が69%もあるということが言われている。そういう意味ではなかなか国民の理解が得られていないことが浮き彫りになっていると思う。7月の閣議決定の少し前、6月6日から20日ぐらいの間に、日本の青年団がアンケートを取られた際も、集団的自衛権の行使容認については反対が62.5%、賛成は19.4%と出されている。

もう1つのアンケートの項目として、憲法解釈の変更については、反対が67.3%、賛成が13%という結果が出されている。そういう結果を見ても、若者も非常に危機感を持っていることが浮き彫りになっているし、このアンケートの中で特に同じ中でも20から30代の女性の反対というのが、実に76.8%と、更に高い数値を弾き出している。

閣議決定前の世論調査なので、広島・長崎の式典の首相の態度を含めたときに、もっとこの数値が高くなっているのではと予想する。

もう1点付け加えると、先の9月6日に、私は初めて浜田市の戦没者追悼式に参加した。この中で市長は、改めて過去を謙虚に振り返り、二度と悲惨な戦争を繰り返さないこと、そして命と平和の尊さを次の世代に語り継いでいくことは、私たちの重要な責務であります、と訴えておられた。また同じ趣旨で議長も、二度と戦争の惨禍を繰り返すことの無いよう平和への誓いを新たにす、という決意を述べられている。私はこのお二人の挨拶に大変感銘を受けた。このお二人の挨拶は、素直に読めば、今言われている集団的自衛権の行使容認を、憲法の解釈変更によって認めることについては、戦没者の方あるいは遺族の方に対する背信行為ではないかと私は思う。そういう意味では、既に閣議決定をされて、今後は関係法令の整備に移っていくわけだが、まだまだ国民の反対というのは根強く残っている。その意味で、この3ヶ月間色々考えた中でも、やはりこの点については許されないことであると思っている。

そして今、市長さんや議長さんの挨拶でも言われたが、まだまだ中東等においても武力衝突が起こっている。特にイスラム国に対してアメリカが空爆を強化している。こうした状況になった時には日本もその戦争に加担するという事、そして日本の自衛隊やあるいは民間人を含めて、戦争によってまた命が奪われたり奪ったりする事態に付き進んでいく。その危険性があるということを、国民は見ているし、全世界からも注目されている。その中でやはりこの点については、閣議決定されたと言っても、熟慮して、将来に向かって禍根を残さないような選択をすべきではないかということで、この請願に対して賛成の意見とさせていただきます。

他に。岡野委員。

小川委員の立場とは違うが私はこの請願に対しては賛成したい。理由は、憲法解釈の変更を閣議決定によって行うことに関しては、手法が誤っているということで、集団的自衛権行使を容認するということに対しては反対したいと思う。

こういった国の命運を分けるようなことを閣議決定で決めること自体

佐々木委員長
岡野委員

が手法として誤りであり、本来ならば衆議院を解散して国民に真を問い、そして国会において決議するのが最低限必要だろうと思う。そういった前提の前に、この憲法の第9条第2項の、国の交戦権はこれを認めないという、交戦権を認めていないわけだから、集団的自衛権という名前を使っているとしてもこれは交戦権になる。自衛権というのは領土・領空の中において自分の領空・領海を守るための自衛手段であって、これは内閣法制局歴代長官の見解も、政府見解もそのようになっている。それを内閣の閣議決定で変更するのはありえない。公海上、あるいは第三国の領土・領海において同盟国のアメリカを想定すると、それに加担する行為というのは、アメリカと敵対している国に対しても宣戦布告する行為にあたる。こういったことは今の憲法解釈上、交戦権にあたるのでありえない。

これがもし必要であるなら、憲法を改正して集団的自衛権の行使を謳うべきであり、最低限でも衆議院解散して国民に真を問い、内容についてちゃんと説明して国民の了解を得ることが重要だろう。私個人的には、集団的自衛権は必要だろうと考えている。特に限定容認論の直近の、例えば東アジア特に朝鮮半島において有事があった場合、共同オペレーションを取ることは必要であろうとは考える。しかし今の憲法上の解釈では出来ないことになっている。それは国の交戦権を認めていないから。日本の領土・領海内では出来るが、朝鮮半島に上陸してドンパチは出来ない。ただ今回の閣議決定で出来るようになるということは、法律上にもまずいし、議会人としてもこれを容認することは当然出来ないと私は考える。よってこの請願に賛成とする。

他に。江角委員。

前回私はこの請願に対して賛成の立場で意見を言わせていただいた。ただ、多数で継続になった。前回からどのようなことが条件として情勢として違っているかという、実際には閣議決定がされた。されるまでに内閣の中で、政権与党の中でのやりとりの中で、いくらか制限が加えられた。その制限が加えられる役割を果たされた政党については、過大評価はしないが、私は個人的には評価する。

しかしながら、先ほど委員も言われたが、今回の閣議決定はこれまで出来ないとしてきたものを、内閣がいわゆる拡大解釈して決定したことなので、時の政権が入れ替わったり組み換わったり、あるいは政権交代が行われた段階で、受け取り方がころころ変わる可能性があるという意味で、ここに踏み出したということについては非常に大きな問題があると私は捉えている。従って、閣議決定はされたが、これから法律が出てくるということではあるが、私のところにも市内の弁護士の方から、閣議決定以降は残暑見舞いのハガキでずっと反対意見が書かれていて、最後のところには日本弁護士会の立場ということも書かれている。市民の中にも、この決定に対して非常に危惧されておられるという意味において、閣議決定はされたが、意見書として提出すべきではないかと私は思っている。

他に。ではこの請願については政党の意見も濃く反映される案件のため、岡本副委員長に司会を代わってもらって、意見を述べさせていただきたい。

佐々木委員長。

佐々木委員長
江角委員

佐々木委員長

岡本副委員長

まず冒頭、これは皆さんもご承知だと思うが、集団的自衛権の定義について少し触れたい。

外国の防衛自体を目的とする武力行使が、集団的自衛権である。まずこの武力行使について日本政府は、1972年つまり昭和47年の見解で示している。これが憲法9条のもとで許される武力行為の、自衛の措置を示した、自衛権に関するいわゆる憲法解釈のベースとなっている。これは請願書にも、1981年5月の政府答弁が引用してあるが、それもこの72年見解が基本となっているものと思われる。この72年見解が何かと言うと、これも皆さんご承知だと思うが、次のように整理されている。

憲法9条には、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認等が規定されている。しかし前文には、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有すること。また13条では、国民の幸福権の尊重が謳われており、これが脅かされる場合には、個別的自衛権を行使して、自衛隊が出動することが認められている。が、我が国が出動する自衛権を発動するためには、厳格な3つの要件が示されている。これは岡本副委員長が言われた先ほどの、新しい3つの要件ではなく、それ以前の政府見解の要件だが、これについて3つ申し上げると、まず1点目が、我が国に対する旧悪不正の侵害があること。即ち他国からの侵害があること。2番目、この場合にこれを排除するために他の適当な手段が無いこと。3つ目に、ただしその防衛は必要最小限の実力行使に留まるべきこと。これが従来の武力行使の要件だった。

よって政府は、いわゆる集団的自衛権は憲法上認められないという見解を示してきた。これは約40年前のこと。それ以後はご承知のように日本の安全保障関係は大きく変化してきた。大量破壊兵器や弾道ミサイル、そして周辺国との領土問題、またテロの脅威等、世界中で大変高まってきた。そういった環境の中、安全保障環境が大きく変化してきている、そして厳しさを増している中で、憲法にあるとおり国や国民をどう守っていくのか。その備えは充分なのか。これは当然、国を預かる政治。特に与党として当然考えていかねばならない、議論して結論を出していかなければならない大変大きな問題であったと思う。

要するにもはやどの国も一国では平和を守れない時代に入ったと言われている。その状況の中、実は10年前に恐らく北朝鮮を想定して有事法制が議論された。個別的自衛権の範囲内だが、今回の閣議決定の元になるようなことを、当時の内閣法制局長官、つまり法の番人が言っている。これは日本の領土・領空・領海に限らず、公海上にあっても日本の艦船に攻撃があった時は反撃が出来る。これは個別自衛権を行使して反撃が出来る。更に、日本を守るために航海をしている公海上のアメリカの艦船に攻撃があった場合、それは日本に対する攻撃の着手として反撃することが出来る。と、当時の内閣法制局長官が答えている。これは従来の憲法解釈を更に具体化した答弁で、この辺りも実はきちんと整理をしていく必要があったと言われている。そういったことで今回の議論になっていったと思われるが、つまり平時から有事まで隙間の無い体制を整えていく必要がある。そういう議論が必要だったということ。今回閣議決定では、この従来の三要件を超える新三要件を定めて、武力行使に更に厳格な歯止めをかけた。更にこれまでより厳しくなったということが、

新しい三要件だ。

先ほどちょっと言われたが、もう一度触れると、1点目に、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず。これまでは発生した場合で終わっていたが、のみならず、我が国と密接な関係にある他国、恐らくアメリカを想定していると思われるが、他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合。これが1点目。2点目に、これまではこれを排除するということだったが、更に付け加えて、我が国の存立を全うし、国民を守るために、国のため国民のために他に適当な手段が無い時、ということで更に厳格になっている。3点目は従来と同じで、必要最小限の実力を行使する。これが新しい三要件。厳格になった三要件だ。

この場合の1点目。明白な危険がある場合とはどういうことかということ、7月15、16日にこの閣議決定の審議が衆参議員で行われた。その時に予算委員会で審議され、答弁があった内容は、明白な危険がある場合について、そのままでは国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻重大な被害が及ぶことが明らかな状況である。直接我が国に攻撃が加えられたわけではないが我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な、深刻な重大な被害が及ぶことが明らかな場合、これが明白な危険がある場合の骨子の部分であると言えると思う。飽くまでこの点で言うのは、自国防衛ということで、冒頭に申し上げた集団的自衛権の定義、他国の防衛ではないということ。閣議決定の文言にも、皆さんご存知だと思うが、集団的自衛権という文言は1回しか出てこない。それはどういうくだりかと言うと、我が国による武力の行使が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許される上記の武力行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある。この武力行使には他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は飽くまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため。即ち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

ということで、国際法上の武力行使、それから憲法上の武力行使を整理して述べるために用いたものである。よって今回の閣議決定については、厳密に言うと憲法が許容している従来の専守防衛のための、個別的自衛権の範囲内であり、その個別的自衛権の今まで欠けていた部分を更に補完するものであると言えると思う。

今回、憲法の下で認められる自衛措置の限界を示したということで、よくマスコミの皆さんも使っておられるが、集団的自衛権の行使容認、あるいは憲法解釈改憲という言葉がよく出る。先ほど言った、7月14、15日に開催された予算委員会の中で、北畠現内閣法制局長官も、いささかも集団的自衛権の行使を認めるものではない。憲法の平和主義をいささかも変えるものではない。そして72年の政府見解を維持したものであると、総理の前で明言している。更に、これ以上は憲法改正が必要であるとも明言している。よって請願書にある、他国のために自衛隊の武力を使う集団的自衛権の行使について可能とする、憲法解釈の変更の閣議決定ではない、ということをおの意見として申し上げておきたいと思う。

岡本副委員長
佐々木委員長

では委員長にマイクを戻す。
では続けて進めたい。一応意見は出尽くしたと判断して良いか。では
請願3号について採決を行いたい。本請願について採択するものと決す
ることに賛成の方の挙手を。

(挙手少数)

挙手少数である。よって本請願は不採択すべきものと決した。

17. その他

その他について委員から特にあれば。

(「なし」という声あり)

では以上で総務文教委員会を終了する。

[15 時 20 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに総務文教委員会会記録を作成する。

浜田市議会総務文教委員長 佐々木 豊 治 ⑩